

日田市規則第 8 号

日田市準用河川等占用料及び採取料徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年3月26日

日田市長 椋野美智子

日田市準用河川等占用料及び採取料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

日田市準用河川等占用料及び採取料徴収条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表示に下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前																
<p>(占用料等の減免)</p> <p>第2条 条例第4条の規定により、市長が行う占用料等の減額又は免除については、別表に掲げるとおりとする。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="208 935 786 999">減免対象</th><th data-bbox="786 935 1088 999">減額の率又は免除</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="208 999 786 1118">(1) 国又は公共団体が公用又は公共用のため占用若しくは採取するとき。</td><td data-bbox="786 999 1088 1118">免除</td></tr><tr><td data-bbox="208 1118 786 1294">(2) 公益団体その他これに準ずるものが公用又は公共用のため占用若しくは採取するとき。</td><td data-bbox="786 1118 1088 1294">免除</td></tr><tr><td data-bbox="208 1294 786 1471">(3) 普通河川、<u>水路</u>、公共下水道及び都市下水路敷に4メートル未満の通路橋を架設し、占用するとき。</td><td data-bbox="786 1294 1088 1471">10割以内</td></tr></tbody></table>	減免対象	減額の率又は免除	(1) 国又は公共団体が公用又は公共用のため占用若しくは採取するとき。	免除	(2) 公益団体その他これに準ずるものが公用又は公共用のため占用若しくは採取するとき。	免除	(3) 普通河川、 <u>水路</u> 、公共下水道及び都市下水路敷に4メートル未満の通路橋を架設し、占用するとき。	10割以内	<p>(占用料等の減免)</p> <p>第2条 条例第4条の規定により、市長が行う占用料等の減額又は免除については、別表に掲げるとおりとする。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1135 935 1713 999">減免対象</th><th data-bbox="1713 935 2016 999">減額の率又は免除</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1135 999 1713 1118">(1) 国又は公共団体が公用又は公共用のため占用若しくは採取するとき。</td><td data-bbox="1713 999 2016 1118">免除</td></tr><tr><td data-bbox="1135 1118 1713 1294">(2) 公益団体その他これに準ずるものが公用又は公共用のため占用若しくは採取するとき。</td><td data-bbox="1713 1118 2016 1294">免除</td></tr><tr><td data-bbox="1135 1294 1713 1471">(3) 普通河川、公共下水道及び都市下水路敷に4メートル未満の通路橋を架設し、占用するとき。</td><td data-bbox="1713 1294 2016 1471">10割以内</td></tr></tbody></table>	減免対象	減額の率又は免除	(1) 国又は公共団体が公用又は公共用のため占用若しくは採取するとき。	免除	(2) 公益団体その他これに準ずるものが公用又は公共用のため占用若しくは採取するとき。	免除	(3) 普通河川、公共下水道及び都市下水路敷に4メートル未満の通路橋を架設し、占用するとき。	10割以内
減免対象	減額の率又は免除																
(1) 国又は公共団体が公用又は公共用のため占用若しくは採取するとき。	免除																
(2) 公益団体その他これに準ずるものが公用又は公共用のため占用若しくは採取するとき。	免除																
(3) 普通河川、 <u>水路</u> 、公共下水道及び都市下水路敷に4メートル未満の通路橋を架設し、占用するとき。	10割以内																
減免対象	減額の率又は免除																
(1) 国又は公共団体が公用又は公共用のため占用若しくは採取するとき。	免除																
(2) 公益団体その他これに準ずるものが公用又は公共用のため占用若しくは採取するとき。	免除																
(3) 普通河川、公共下水道及び都市下水路敷に4メートル未満の通路橋を架設し、占用するとき。	10割以内																

(4) かんがい用給排水管及び家庭用給排水管を埋設し、占用するとき。	10割以内
(5) 祭礼、縁日等の際し、大売出しのため、7日以内に限り占用するとき。	7割以内
(6) その他公益上特別の理由があると認めるとき。	市長が定める率

備考 (1)及び(2)に該当する場合にあつては、準用河川等占用料・採取料減免申請書の提出を省略することができる。

様式 (省略)

(4) かんがい用給排水管及び家庭用給排水管を埋設し、占用するとき。	10割以内
(5) 祭礼、縁日等の際し、大売出しのため、7日以内に限り占用するとき。	7割以内
(6) その他公益上特別の理由があると認めるとき。	市長が定める率

備考 (1)及び(2)に該当する場合にあつては、準用河川等占用料・採取料減免申請書の提出を省略することができる。

様式 (省略)